

「固定資産現所有者申告書」記入上の注意事項

- 1 「固定資産課税台帳上の所有者（被相続人）」の欄には、お亡くなりになった固定資産税納税義務者の「氏名」、「死亡年月日」、「死亡した時の住民票上の住所」を記入してください。
- 2 「登記手続の状況」の欄には、該当する項目を✓（チェック）し、年月を記載してください。
- 3 「現所有者代表者（申告人）」の欄には、相続人の中で、亡くなられた方の固定資産に係る納税通知書等を受け取っていただく方の「氏名」、「生年月日」、「被相続人（亡くなられた方）からみた続柄」、「住所」、「電話番号」、「個人番号」を**申告人ご自身**で記入してください。
なお、法定相続人以外が代表者となる場合は、公正証書等による有効な遺言書等、根拠となる書類の写しを必ず添付してください。
- 4 他の現所有者（現所有者代表者以外の相続人）の欄には、相続権を有する方全員の「氏名」、「生年月日」、「被相続人（亡くなられた方）からみた続柄」、「住所」、「電話番号」、「個人番号」の記入をお願いします。
なお、裏面記載欄を使用しても記入欄が足りない場合は用紙をコピーしてお使いください。
- 5 添付書類として、以下の書類の**写し**を同封してください。
現所有者代表者本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど写真付き書類から1点。写真付き本人確認書類をお持ちでない場合は、資格確認書など写真がない書類から2点）
- 6 次の(1)～(4)の項目に該当する場合は、各項目に掲げる書類を添付書類として同封してください。
 - (1) 遺産分割協議書が作成されている場合は、「遺産分割協議書の写し」
 - (2) 亡くなられた方の公正証書等による有効な遺言書がある場合は、「遺言書の写し」
 - (3) 相続人の中で相続放棄をされた方がいる場合は、「相続放棄申述受理証明（通知）書の写し」
 - (4) 相続人全員で相続の限定承認をされた場合は、「相続の限定承認申述受理証明（通知）書の写し」

※ 相続放棄及び相続の限定承認については、被相続人の最後の住所を管轄する家庭裁判所での手続となります。ただし、賦課期日（毎年1月1日）以降に相続放棄の申述が受理された場合は、当該賦課期日に係る年度分の固定資産税をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 7 亡くなられた方が、未登記の家屋をお持ちであった場合は、その家屋の新たな所有者を把握するため、「未登記家屋所有者変更届」の提出が必要になりますので、該当の方は課税課資産税係（☎0766-51-6619）までご連絡ください。